

農地を転用する場合には許可が必要です

農地を転用する場合には農地法に基づく許可が必要です。しかし、許可を受けないで行なう、いわゆる「無断転用」があとを絶ちません。農地所有者をはじめ、開発に携わる人も農地転用許可制度を理解し、法令遵守に努めましょう。

◎農地転用許可制度の目的

農地法に基づく農地転用許可制度は、食料供給の基盤である優良農地の確保と、計画的な土地利用を確保することを目的としています。



◎農地転用とは

農地を住宅などの建物敷地、資材置き場、駐車場、山林、太陽光パネルなど、農地以外の用地に変更することです。また、農業用施設の建設や農道・水路などに利用する場合や、一時的に資材置き場などに利用する場合も農地転用になります。

※農業用施設建設や農道の設置などは許可が不要な場合がありますが、届け出は必要です。

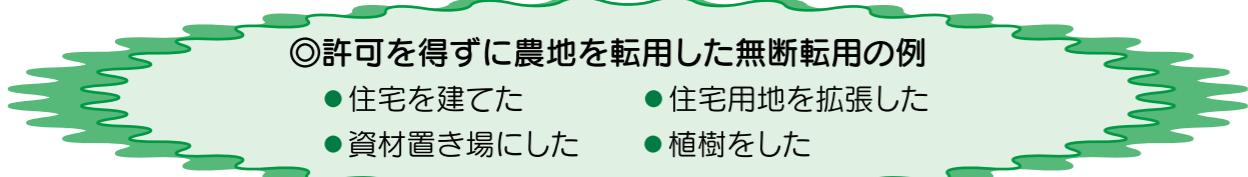
◎手続きの種類

自分が所有する農地の転用	転用を目的とした農地の売買・貸借
農地法第4条 許可	農地法第5条 許可

→ 許可を受け、農地転用を実施した後には、法務局で地目変更登記を行ってください。

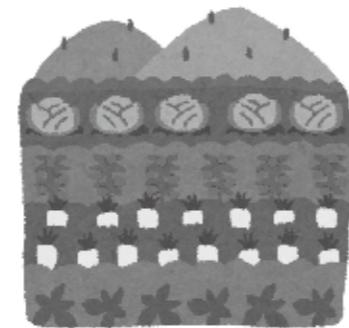
◎転用許可をすることが出来ない場合

その農地の営農条件や優良性、周辺地域の土地利用状況などの理由により許可が出来ない場合がありますので、詳しくは農業委員会にお尋ねください。



◎無断転用した場合の罰則

許可なく農地を転用した場合は、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が課せられることがあります。



◎無断転用をしている方は、無断転用が是正されない限り、農地法の許可を受けることが出来なくなります。

問 農業委員会 ☎57-8509

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

令和4年度からの農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の受付を行います。

●職務内容

【農業委員・農地利用最適化推進委員(担当地区内)】

- ・総会などへ出席し、農地法などに基づく農地の権利移動・農地転用などの許可について審議、助言
- ・農地利用の最適化(農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進などに伴う農地利用状況調査・意向調査などの現場活動

●募集人数

農業委員 11人

農地利用最適化推進委員 11人

※南関地区担当2名、賢木地区担当4名、大原地区担当3名、坂下・四ツ原地区担当2名



●任期

農業委員

令和4年4月1日から3年間

農地利用最適化推進委員

農業委員会が委嘱する日から3年後属する年の3月31日

●報酬

農業委員……………年額170,000円

農地利用最適化推進委員…年額100,000円

●応募資格

農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、職務を適切に行なうことができる人。ただし、次のいずれかに該当する人は推薦、応募できません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの
- ・農業委員または農地利用最適化推進委員と兼職を禁止されている職にある人
- ・南関町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団関係者

※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼任はできません

●応募方法

所定の様式(個人推薦・団体推薦・応募(自薦)のいずれか)に必要事項を記載し、郵送か持参。

※持参の場合は町役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

※所定の様式は農業委員会事務局で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※推薦または応募いただいたあとは、関係法令などに基づき、評価・選考し候補者を決定します。(推薦または応募いただいたても、必ず候補者に決定されるわけではありません)

※法律の規定などにより、推薦・応募内容の住所、電話番号などを除き公表されますのでご了承ください。

●受付期間

令和3年9月15日(水)～令和3年10月14日(木)(当日消印有効)

問 農業委員会 ☎57-8509